

# ネットワークサービス契約約款

株式会社 長崎ケーブルメディア

## 目次

第1章 総 則 .....	3
第1条（約款の適用） .....	3
第2条（用語の定義） .....	3
第3条（関連法令の遵守） .....	4
第4条（約款の効力） .....	4
第5条（約款の変更） .....	4
第6条（合意管轄） .....	4
第2章 加入契約.....	4
第7条（サービスの内容等） .....	4
第8条（サービスの種類等） .....	4
第9条（付加機能の提供） .....	4
第10条（加入契約申込の方法） .....	5
第11条（加入契約申込の承認） .....	5
第12条（加入契約の成立） .....	6
第13条（その他の加入契約内容の変更） .....	6
第14条（譲渡の禁止） .....	6
第15条（加入者の地位の承継） .....	6
第16条（加入者が行う加入契約の解約） .....	6
第17条（当社が行う加入契約の解除） .....	7
第18条（最低利用期間） .....	7
第19条（加入者情報の変更） .....	8
第20条（通知） .....	8
第3章 サービスの中止等.....	8
第21条（サービスの中止又は中断） .....	8
第22条（サービスの停止） .....	8
第23条（利用の制限） .....	9
第4章 料金の支払等.....	9
第24条（料金の適用） .....	9
第25条（端数処理） .....	9
第26条（料金の支払） .....	9

第27条（利用料等の支払義務） .....	10
第28条（手続に関する料金の支払義務） .....	10
第29条（工事に関する費用の支払義務） .....	10
第30条（割増金） .....	10
第31条（延滞処理） .....	11
第32条（期限の利益の喪失） .....	11
第33条（債権譲渡） .....	11
第34条（債権回収） .....	11
第5章 設 備 .....	11
第35条（施設の設置及び費用の負担等） .....	11
第36条（機器等） .....	12
第37条（加入者回線の終端） .....	12
第38条（当社の維持責任） .....	12
第39条（加入者の維持責任） .....	12
第40条（設備の修理又は復旧の順位） .....	12
第6章 損害賠償.....	13
第41条（責任の制限） .....	13
第42条（加入者の切分け責任） .....	13
第43条（免責） .....	14
第7章 禁止事項等.....	14
第44条（禁止事項） .....	14
第45条（利用に係わる加入者の義務） .....	16
第46条（加入者の関係者による利用） .....	16
第8章 雑 則 .....	16
第47条（情報等の削除等） .....	16
第48条（児童ポルノ画像のブロック） .....	17
第49条（青少年にとって有害な情報の取扱い） .....	17
第50条（連絡受付体制の整備） .....	18
第51条（ドメイン名及びネットワークアドレスの特定等） .....	18
第52条（ID及びパスワードの管理責任） .....	18
第53条（通信の秘密） .....	18
第9章 個人情報の取扱い.....	19
第54条（個人情報の取扱い） .....	19
附 則.....	20
別表1 .....	21
別表2 .....	21

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）が提供するネットワークサービスは、以下に定めるネットワークサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）が適用されます。本約款は、ネットワークサービスを利用する者の利便性と当社の効率的な業務を遂行することを目的とします。なお、別に定める場合を除き、本約款に定めのない事項については、法令又は一般慣習によります。

### 第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、電気通信事業法及び関連法令において使用する用語例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 ネットワークサービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス（附帯するサービスを含みます。以下「本サービス」といいます。）
6 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるために、当社と加入者との間に締結される契約
7 加入者	当社と本サービスの加入契約を締結している者
8 加入申込者	本サービスの利用を希望し、当社に本サービスの加入申込を行う者
9 加入者回線	当社との加入契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分（接続部分）の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11 機器等	端末接続装置等（端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備）及びそれに接続するネットワーク機器
12 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

1 4 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
1 5 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係わる端末設備等の接続の条件及び端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）で定める技術基準
1 6 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

### 第3条（関連法令の遵守）

本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

### 第4条（約款の効力）

本約款のいずれかの条項が関連法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関連法令等に基づく条項に置きかえられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

### 第5条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新約款を適用するものとします。

### 第6条（合意管轄）

本約款は、日本国の国内法に準拠するものとし、加入者と当社との間における一切の紛争等については、長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第2章 加入契約

### 第7条（サービスの内容等）

当社は、本約款に基づき、定められた業務区域内で、本サービスの提供を行います。なお、状況により、本サービスの内容を変更又は終了する場合があります。

### 第8条（サービスの種類等）

本サービスの加入契約には、ネットワークサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するサービスの種類等があります。

### 第9条（付加機能の提供）

当社は、加入者から申出があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

## 第10条（加入契約申込の方法）

加入申込者は、加入契約の申込をするときは、予め本約款を承諾の上、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を当社に提出するものとします。

- （1）加入者を特定するために必要な事項
- （2）加入者回線の終端とする場所
- （3）料金表に規定する本サービスの種類等
- （4）その他加入契約の申込に必要な事項

2 加入申込者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等に、賃貸借人その他加入者回線の設置に関して利害に関係する者（以下「利害関係人」といいます。）がいる場合には、加入申込者は、当社所定の方法にて、利害関係人の承認を得るものとします。

3 当社は、加入申込者に対して、本人性若しくは年齢又は建物専有権限の確認のため、身分証等の提示を求める場合があります。

4 加入契約に基づいて本サービスを受ける権利は、加入申込書に記載した人物にあるものとします。

## 第11条（加入契約申込の承認）

当社は、加入契約の申込があったときは、受付けた順に従って承認します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、加入申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加入契約の申込を承認しないことがあります。また、当社は、承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

（1）本サービスを提供するために加入者回線又は端末接続装置を設置することができない場合、又は保守、その他技術的な理由により本サービスの提供が困難な場合

（2）接続先回線の契約者より接続の承認が得られない場合

（3）加入申込者が、自己に課せられた債務（当社が別途定める料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ。）の履行を怠ったことがあるなど、本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合

（4）加入申込書及び当社への提出書類の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符合情報等の相違、記入漏れ等をいいます。）がある場合

（5）加入申込者が、当社又は他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれがあると認められる場合

（6）加入申込者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等において、利害関係人がいる場合であって、当社所定の書面による利害関係人からの承認が得られない場合

（7）加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

（8）申込、工事又は料金支払等について、当社所定の方法に従っていただけない場合

（9）加入申込者が本約款に違反するおそれがあると当社が判断した場合

（10）加入申込者が、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成

員、暴力団交友者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）また、共生者。及び反社会的勢力とみなされる政治・宗教活動に該当すると判明した場合

（１１）その他、当社の業務に著しい支障がある場合

## **第 12 条（加入契約の成立）**

加入契約は、予め本約款を承諾の上、当社所定の手続を経て、当社が加入申込の承認を行い、当社が加入者へ本サービスを開始したときに成立するものとします。

## **第 13 条（その他の加入契約内容の変更）**

当社は、第 8 条（サービスの種類等）以外の加入契約内容の変更を加入者から申出された場合は、第 10 条（加入契約申込の方法）の規定に準じて加入契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の申出があったときは、第 11 条（加入契約申込の承認）の規定に準じて取扱います。

## **第 14 条（譲渡の禁止）**

加入者が加入契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

## **第 15 条（加入者の地位の承継）**

当社は、相続又は法人の合併により、加入者の地位の承継があったときは、加入者からの申出に基づき、第 11 条（加入契約申込の承認）の規定に準じて取扱います。相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類及び当社所定の書面を速やかに当社に提出するものとします。

2 地位を承継した者は、当該契約上の債務も承継するものとします。

## **第 16 条（加入者が行う加入契約の解約）**

加入者は、加入契約を解約しようとするときは、14 日前までにその旨を当社に申出るものとします。

2 前項による加入契約の解約は、加入者より申出があり、当社が本サービスを停止した日をもって解約日とし、加入者は、加入契約による全ての権利を失うものとします。ただし、天災地変等の非常災害により、前項の申出をすることができなかったものと当社が認めた場合は、当該非常災害の発生の日とすることがあります。

3 当社は、加入者が加入契約を解約するときは、当社又は当社の指定する者により、当社に帰する設備の資産等を撤去するものとします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等の復旧を要する場合、その復旧に係わる費用については、加入者が負担するものとします。

4 加入者は、加入契約を解約するときは、解約手数料等が別途定められている場合、その料金を当社に支払うものとします。

5 加入者は、加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

## 第17条（当社が行う加入契約の解除）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その加入契約を解除します。

- (1) 本約款に違反する行為があった場合
  - (2) 第24条（料金の適用）に規定する料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
  - (3) 第22条（サービスの停止）の規定により、本サービスの利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合
  - (4) 当社の責に帰すべからざる事由により、当社の設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で、本サービスの継続ができない場合
  - (5) 集合住宅等の共聴施設により本サービスを受けている物件で、共聴契約そのものが終了した場合
- 2 当社は、前項の場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、直ちに本サービスの利用を停止し、その加入契約を解除する場合があります。
- 3 当社は、加入者が、暴力団員等反社会的勢力に属すると判明した場合は、その加入契約を解除します。
- 4 当社は、第1項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法にて加入者に通知します。ただし、前2項に該当する場合は、加入契約の解除の旨を通知又は催告しない場合があります。
- 5 当社は、加入契約を解除するときは、当社又は当社の指定する者により、当社に帰する設備の資産等を撤去するものとします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等の復旧を要する場合、その復旧に係わる費用については、加入者が負担するものとします。
- 6 加入者は、加入契約を解除されたときは、解約手数料等が別途定められている場合、その料金を当社に支払うものとします。
- 7 加入者は、加入契約を解除されたときは、直ちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。
- 8 加入者は、加入契約を解除された場合でも、故意又は過失によって解除前に生じた加入者の補償責任及び義務は失効しないものとします
- 9 当社は、加入契約を解除した場合、加入者に対していかなる責任を負わないものとします。

## 第18条（最低利用期間）

本サービスには、当社が別途定める最低利用期間が適用される場合があります。最低利用期間が適用される加入者は、その定められた期間内に加入契約の解約があった場合は、理由の如何を問わず、別途規定する額を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

2 キャンペーンが適用される加入者は、そのキャンペーンに規定された期間内に加入契約の解約があった場合は、理由の如何を問わず、機器等の撤去費用に加え、加入契約時に設定された工事費割引相当額等を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

3 前項以外の割引等が適用される加入者は、加入契約の解約等により、割引等の適用条件を満たさなくなった場合は、その時点で割引等は解除され、理由の如何を問わず、割引等の適用時に設定された違約

金等を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

### 第19条（加入者情報の変更）

加入者は、当社への提出書類に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、速やかにその旨を当社所定の方法にて当社に申出るものとします。

### 第20条（通知）

当社が、加入者の届出た住所に宛て通知を発送します。その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

## 第3章 サービスの中止等

### 第21条（サービスの中止又は中断）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止又は中断することがあります。

- （1）当社設備の保守上、又は工事上やむを得ない場合
- （2）やむを得ない事由により、当社設備に障害が生じた場合
- （3）他の事業者側の設備の保守上、又は工事上やむを得ない場合
- （4）他の事業者側の事情による障害が生じた場合
- （5）天災、地変、気象状況、火災、事故等やむを得ない事由による機能停止及び障害が生じた場合
- （6）前各号のほか、当社が上記に類すると判断した場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止又は中断するときは、そのことを当社所定の方法にて加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第22条（サービスの停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止する場合があります。

- （1）当社が提供するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- （2）当社が提供するサービスの料金その他の債務の決済に用いるクレジットカード又は加入者が指定する預金口座の利用が、解約その他の理由により認められなくなった場合
- （3）加入契約の申込に当たって、当社所定の書面等に事実と反する記載を行ったことが判明した場合
- （4）第45条（利用に係わる加入者の義務）の規定に違反した場合
- （5）第44条（禁止事項）のいずれかに該当する加入者又は第47条（情報等の削除等）第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
- （6）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係わる電気通信回線を接続した場合
- （7）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について当社の電気通信設備との接続を廃止しない場合



- (8) 本約款に違反したおそれがあると当社が判断した場合
  - (9) 加入者が暴力団員等反社会的勢力に属すると判明した場合
  - (10) 前各号のほか、本約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社設備のいずれかに著しい支障を与え、又は与えるおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、そのことを当社所定の方法にて加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 加入者は、第1項の規定により本サービスの利用が停止となった場合、当社所定の方法により本サービスの料金その他の債務について支払うものとします。なお、当社は、その支払の事実を確認した場合に本サービスを再開するものとします。

### 第23条 (利用の制限)

- 当社は、天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で規定するものを優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 4 当社は、加入者が本サービスに支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがある場合には、特定の電気通信(通信帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手段を用いるもの)を検知し、当該電気通信に割当てる接続回線にかかる通信帯域を制御することにより、接続速度を制限することがあります。

## 第4章 料金の支払等

### 第24条 (料金の適用)

- 本サービスの料金は、料金表に規定するところによります。
- 2 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金表を改定する場合は、2ヶ月前に当社所定の方法により当該加入者に通知するものとします。

### 第25条 (端数処理)

- 当社は、料金の支払について、暦月に従って発生した料金額等に消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは消費税相当額を加算しません。
- 2 料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

### 第26条 (料金の支払)

- 料金の支払は、当社が所定の方法にて取扱います。なお、料金の支払を当社が確認できない場合、加入者は、料金その他の債務について、当社所定の方法にて支払を要します。その際に発生する手数料については、加入者の負担とします。

## 第27条（利用料等の支払義務）

加入者は、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、加入契約の解約があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した日に属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）については、加入申込書に記載した支払方法により本サービスの態様に応じて、加入契約ごとに第26条（料金の支払）の規定に準じて定められた期日までに、料金表に規定する利用料等を当社に支払うものとします。

2 前項の期間において、利用中止等により、本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

（1）第21条（サービスの中止又は中断）の規定により、本サービスの中止又は中断があった場合における当該中止又は中断期間の利用料等は、免除又は減額されないものとします。ただし、第41条（責任の制限）の規定による場合を除きます。

（2）第22条（サービスの停止）の規定により、本サービスの利用の停止があった場合における当該停止期間の利用料等は、当該サービスが利用されていたものとして取扱います。

（3）第23条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供の制限があった場合における当該制限期間の利用料等は、当該サービスが利用されていたものとして取扱います。

3 当社は、支払を要しない利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還するものとします。

## 第28条（手続に関する料金の支払義務）

加入者は、本約款に規定する加入契約の申込、変更又は解約の申出を行い、当社がこれを承認したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその加入契約の申込、変更又は解約の申出の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとします。

2 当社は、加入契約の解約による手続に関する料金の返還はしないものとします。

## 第29条（工事に関する費用の支払義務）

加入者は、本約款に規定する加入契約の申込、変更又は解約の申出を行い、当社がこれを承認したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその加入契約の申込、変更又は解約の申出の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとします。

2 当社は、工事の着手後に加入契約の申込、変更又は解約の申出の取消しがあった場合でも、工事に関する費用の返還はしないものとします。

3 当社は、加入契約の解約による工事に関する費用の返還はしないものとします。

## 第30条（割増金）

加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社所定の方法

にて当社に支払うものとしします。その際に発生する手数料については、加入者が負担するものとしします。

### **第31条（延滞処理）**

加入者は、料金を第26条（料金の支払）に規定する支払方法により、定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。加入者が、加入者の都合により、支払指定日に支払われなかった場合は、料金表に定める延滞手数料を当社に支払うものとしします。その際に発生する手数料については、加入者が負担するものとしします。

2 加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合としします。）の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとしします。その際に発生する手数料については、加入者が負担するものとしします。

### **第32条（期限の利益の喪失）**

加入者は、料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済を行うものとしします。

### **第33条（債権譲渡）**

加入者は、当社が加入者に対して有する加入者の料金その他の債務又はこれらに係わる延滞利息を第三者に譲渡又は信託することがあることを予め承諾するものとしします。

### **第34条（債権回収）**

当社は、加入者から料金又債務の支払がない場合は、その回収を当社と業務契約を締結している債権回収会社に委託することがあります。この場合、加入者の契約情報及びその他の債務の情報は、債権回収会社に提供されます。

## **第5章 設 備**

### **第35条（施設の設置及び費用の負担等）**

当社は、幹線設備から引込設備までの施設を設置し、これを保有し管理するものとしします。なお、引込設備の設置工事費については、加入者が負担するものとしします。

2 加入者は、前項に規定する工事費のほか、引込設備の出力端子から端末設備までの設置工事に要する費用を負担するものとしします。

3 本サービスに必要な設備の設置工事は、全て当社又は当社の指定する者が行うものとしします。

4 加入者は、本サービスに必要な設備と加入契約以外の電気通信設備とを相互に接続してはならないものとしします。

5 当社は、本サービスに必要な設備の設置のため、加入者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等は無償で使用できるものとしします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当

該加入者は、予め必要な承認を得ておくものとします。なお、これに関する責任は加入者が負うものとし、後日苦情が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

6 集合住宅等での設備設置については、別途協議するものとします。

### **第36条（機器等）**

当社は、加入者に対して、本サービスの提供に必要な機器等を貸与するものとします。

2 当社が、本約款に基づいて貸与する機器等及び設置する設備等に要する電気料金等については、加入者が負担するものとします。

3 加入者は、使用上の注意事項を厳守し、善良なる管理者の注意をもって機器等を維持管理するものとします。

4 端末接続装置等は、当社、他の事業者又はメーカーにより、必要に応じて仕様変更される場合があります。

5 加入者は、当社、他の事業者又はメーカーが必要に応じて行う場合がある端末接続装置等の交換又はバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

6 加入者は、当社が認める場合を除き、端末接続装置等の交換を行ってはならないものとします。

7 加入者は、加入者の故意又は過失により機器等を故障又は破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を当社に支払うものとします。また、加入者は、加入者の故意又は過失により機器等を修理不能とした場合は、料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

8 加入者は、第16条（加入者が行う加入契約の解約）又は第17条（当社が行う加入契約の解除）に規定する解約の場合、直ちに端末接続装置等を当社に返還するものとします。なお、当社に返却がない場合、又は端末接続装置等が故障、破損していた場合は、加入者は、料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

### **第37条（加入者回線の終端）**

当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

### **第38条（当社の維持責任）**

当社は、当社の設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### **第39条（加入者の維持責任）**

加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。

### **第40条（設備の修理又は復旧の順位）**

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障した場合には、全部を修理します。また、全部を復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優

先的に取扱い、別表1及び別表2に規定する順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

## 第6章 損害賠償

### 第41条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係わる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じ。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。ただし、加入者が当該申出をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該申出をしなかったときは、加入者は、その権利を失うものとしします。

2 当社は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し（24時間未満は日数に加えません。）、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額（料金表の規定により、その利用の都度発生する利用料等については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社の契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じ。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとしします。

### 第42条（加入者の切分け責任）

加入者は、本サービスに異常がある場合は、加入者に帰する設備等に故障のないことを確認の上、当社に修理の申出を行うものとしします。

2 当社は、加入者から前項に関する申出があった場合、当社又は当社の指定する者が調査又は検査を行い、必要な措置を講ずるものとしします。

3 加入者は、前項による調査又は検査の結果、当社が本サービスを提供するために必要な設備（加入者が設置する設備等を除きます。）の修理、交換を要する場合、その修理、交換に要する費用、及び当社の係員の派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとしします。

4 加入者は、加入者の故意又は過失により当社の設備を故障又は破損させた場合は、その修理、交換に要した費用及び当社の係員の派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとしします。

5 加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下、本条において同じ。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の申出を行うものとしします。

6 当社は、加入者から前項に関する申出があった場合、当社又は当社の指定する者が検査を行い、その結果を加入者に通知します。

7 当社が、前項の検査により、当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者に通知した後において、加入者の申出により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入者は、その派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

### 第43条（免責）

当社は、本サービスを利用又は利用できなかったことで加入者が損害を被った場合、第7条（サービスの内容等）、第21条（サービスの中止又は中断）、第22条（サービスの停止）及び第41条（責任の制限）の規定によるほか、次の各号に該当する場合は、いかなる責任も負わないものとし、当該利用料等は、免除又は減額されないものとします。

- (1) 天災、地変、気象状況、火災、事故等やむを得ない事由による機能停止及び障害が生じた場合
- (2) 停電による障害が生じた場合
- (3) 電気通信設備及び加入者に帰する設備等に起因する機能停止及び障害が生じた場合
- (4) 当社設備の維持管理、更新による機能停止及び障害が生じた場合
- (5) その他、当社の責に帰することのできない事由

2 当社は、本サービスに係わる設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

3 当社は、当社が貸与する端末接続装置等を除き、加入者が使用する機器、ソフトウェア等の動作保証はいたしません。

4 当社は、当社が貸与する端末接続装置等を加入者が移動、取外し、変更、分解又は損壊したことにより発生した損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

5 当社は、技術基準及び本約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を必要とする場合であっても、その費用については、負担しないものとします。

## 第7章 禁止事項等

### 第44条（禁止事項）

加入者は、直接又は間接を問わず、当社が貸与した端末接続装置の改造、変造、解析等を行ってはならないものとします。

2 加入者は、当社が貸与した端末接続装置を当社の許可なく第三者に、貸与、質入れ及び譲渡してはならないものとします。

3 加入者は、当社が貸与した端末接続装置以外の機器を当社の許可なく、当社の電気通信回線に接続してはならないものとします。

4 加入者は、本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行ってはならないものとします。

5 加入者は、本サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器、及びソフトウェア）を接続しないものとし、かつ本サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。

6 加入者は、故意又は過失を問わず、本サービスを利用して、次の各号に規定する事項を行ってはならないものとします。

（1）当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（2）他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（3）他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（4）詐欺、児童売買春、預金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為

（5）わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為

（6）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為

（7）販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

（8）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸与の広告を行う行為

（9）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

（10）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為

（11）他者になりすまして本サービスを利用する行為

（12）ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

（13）無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為

（14）他者の設備等、又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

（15）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

（16）違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、又は誘引する行為

（17）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

（18）人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

（19）犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定多数の者をして掲載等させることを助長する行為

（20）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的で

リンクを貼る行為

(21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

#### **第45条 (利用に係わる加入者の義務)**

加入者は、当社が本サービスを提供するために必要な設備の設置、更新、調整、検査、修理、撤去等を行うことに協力するものとします。

2 加入者は、前項において、当社又は当社の指定する者が、加入者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等への立入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取外し、変更、分解、若しくは損壊、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないものとします。ただし、天災、地変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないものとします。

5 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取付けないものとします。

6 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとします。

7 加入者は、前4項の規定に違反して、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を紛失又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払うものとします。

#### **第46条 (加入者の関係者による利用)**

加入者は、加入者以外の者(以下「関係者」といいます。)が本サービスを利用するときは、関係者に対しても本約款等を遵守させる義務を負うものとします。

2 関係者が第44条(禁止事項)に該当する事項を行った場合、又は故意、過失により当社に損害を被らせた場合は、関係者の行為を加入者の行為とみなして、本約款を適用するものとします。

## **第8章 雑 則**

#### **第47条 (情報等の削除等)**

当社は、加入者による本サービスの利用が第44条(禁止事項)に該当し、他者から当社に対し苦情、申出等がなされ、かつ当社が本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対して、次の措置のいずれか、又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第44条(禁止事項)に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で、苦情等の解消のための協議を行うよう要求します。

(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、加入者が発信若しくは表示する情報の全部又は一部を削除し、又は他者



が閲覧できない状態に置きます。

(5) 第50条(連絡受付体制の整備)に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。

2 前項の措置は、加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては、自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### **第48条(児童ポルノ画像のブロック)**

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当方又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、加入者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 当社は、前2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係わる情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

#### **第49条(青少年にとって有害な情報の取扱い)**

加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。)第2条第11項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」といいます。)となる場合、青少年インターネット環境整備法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第44条(禁止事項)に規定する情報を除きます。以下同じ。)の発信が行われたことを知ったとき、又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により、青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

(1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知すること。

(2) 閲覧者に年齢を入力させるなどの方法により、18歳以上の者のみが当該情報を閲覧し得るシステムを整備すること。

(3) 青少年にとって有害な情報を削除すること。

(4) 青少年にとって有害な情報のURLを、フィルタリング提供事業者に対して通知すること。

3 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により、青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

4 前項に基づく当社の通知に対し、加入者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合、当社は、当該加入者の判断を尊重するものとします。

5 前項の場合であっても、当社は、第2項第4号の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を講ずることがあります。

#### **第50条（連絡受付体制の整備）**

加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受付ける体制を整備するものとします。

（1）本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問合せフォームを整備すること。

（2）本サービスを利用した情報発信に関する問合せ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることについて、加入者は十分留意するものとします。

2 加入者は、本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知するものとします。

#### **第51条（ドメイン名及びネットワークアドレスの特定等）**

加入者は、本サービスにおいて使用するドメイン名及びネットワークアドレスについて、当社が許可したものを利用するものとします。

2 加入者は、前項のドメイン名以外のドメイン名、及び前項のネットワークアドレス以外のネットワークアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

#### **第52条（ID及びパスワードの管理責任）**

加入者は、当社が発行するID及びこれに対応するパスワードの使用並びに管理について全ての責任を負うものとします。

2 加入者は、前項に規定する責任を怠り、第三者が加入者のID及びこれに対応するパスワードを使用し、本サービスを利用した場合、当該第三者の本サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

3 加入者は、前項に該当する事実が判明した場合、その旨を当社所定の方法にて当社に通知するものとします。

4 加入者は、加入契約が解約となった場合は、当社にIDを返還するものとします。

#### **第53条（通信の秘密）**

当社は、事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2 当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

## 第9章 個人情報の取扱い

### 第54条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」に基づいて適正に取扱います。

2 当社は、加入者に関する次の情報を業務の遂行上必要な範囲で取扱います。

- (1) 加入者の氏名、名称、電話番号、住所、居所、請求書の送付先及び生年月日に関する事項
- (2) 加入契約の内容に関する事項
- (3) 料金等の請求額、料金等の滞納の事実及びその記録、請求先、支払方法、口座振替に係わる口座名義人及び口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払に関する事項

3 当社は、個人情報を次の目的のために利用するものとします。

- (1) 本サービスに係わる加入契約の申込、加入契約の締結、工事の施工等の業務、料金の適用、料金の請求や返金手続等、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する手続、その他の当社の契約等に係わる業務遂行のため
- (2) 本サービスの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます。）を利用し、設備の保守、営業・販売活動の促進及びプロモーションを行うため
- (3) 本サービスの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます。）について、アンケート調査及びその分析を行い、新規サービスの開発及びサービスの維持・向上を図るため
- (4) 加入者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベント又は業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため
- (5) 加入者がダウンロードしたコンテンツ及びアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスの維持・向上のため
- (6) 前各号のほか、加入者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため

4 当社は、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を、当社の業務を委託している者、提携事業者及びサービス提供に係わるクレジットカード会社等の金融機関に預託する場合があります。

5 加入者からの問合せ内容・意見・要望等を正確に把握し、サービス向上に活かすため、電話応対時に通話録音する場合があります。

6 第3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当社が加入者の個人情報を利用することがあります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ

がある場合

7 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 予め加入者本人の同意を得た場合

(2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合

(3) 前項各号に該当する場合

## 附 則

(実施期日)

この約款は2018年10月1日より適用します。

本約款は、2018年12月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2019年10月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2020年4月1日より改訂の上、実施します。

## 別表1

修理又は復旧する電気通信設備の順位は、次に定めるところによります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	電力の供給に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給に直接関係のある機関に設置されるもの
	水道の供給に直接関係のある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別表2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
	預貯金業務を行なう金融機関に設置されるもの
	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないものに設置されるもの

## 別表2

別表1の表中第2順位に規定する基準については、次に定めるところによります。

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく販売されること。 （2）発行部数が、1の表号について8,000部以上あること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けたもの。
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社